

老発第0124004号
平成18年1月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長



老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて

老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化され、技術的助言として「老人福祉法第11条等の規定による措置事務の実施に係る指針について」をお示ししたところであるが、引き続き地方自治体における費用徴収に関する事務が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、下記のとおり取扱いを定めたので通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。

また、本通知の施行に伴い、昭和63年5月27日社老第74号社会局長通知は廃止する。

記

1 「対象収入」について

「対象収入」は、原則として前年の(1)収入として認定するもの((2)収入として認定しないものに該当するものは除く。)から(3)必要経費を控除した額とする。ただし、前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合は、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することができる。

(1) 収入として認定するもの

ア 年金、恩給等の収入

年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を収入として認定すること。

イ 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

ウ 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

エ その他の収入

不動産、動産の処分による収入その他の収入(老人ホーム入所前の臨時的な収入は除く。)については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

(2) 収入として認定しないもの

ア 臨時的な見舞金、仕送り等による収入

イ 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭

ウ 施設からいわゆる個人的経費として支給される金銭

エ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額

オ 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法において公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される福祉手当等老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭

キ 児童手当法により支給される児童手当等法令により被措置者の生活費以外の用途に充てることとされている金銭

ク 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入

ケ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でない判断される金銭

(3) 必要経費

ア 所得税、住民税等の租税(ただし、固定資産税を除く。)

イ 社会保険料又はこれに準ずるもの

ウ 医療費(差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし保険金等で補填される金額を除く。)

エ その他

(ア) 配偶者その他の親族が被措置者の仕送りにより生活している場合において必要とされる仕送りのための費用

(イ) 災害により資産が損害を受けた場合において、これを補填するために必要とされる費用

(ウ) やむを得ない事情による借金の返済

(エ) 自己の日常の用に供される補装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が被措置者にあると市町村長が認めるときは、その額を特別の必要経費として認定することができること。

2 「主たる扶養義務者」について

- (1) 「主たる扶養義務者」の認定は被措置者の扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。(4)において同じ。)のうち、配偶者及び子について行う。
- (2) 「主たる扶養義務者」となる被措置者の配偶者又は子は、原則として、被措置者が入所の際被措置者と同一世帯にあった者(住居等の関係で別居していたが、主としてその配偶者又は子の仕送りにより被措置者が生計を維持していた場合等社会通念上同一世帯と同様と認められる者を含む。以下「出身世帯員」という。)とする。
- (3) (2)により、「主たる扶養義務者」となり得る者が2人以上ある場合は、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
- (4) 出身世帯員でない被措置者の配偶者又は子は、被措置者が入所の際同一世帯に属していた被措置者の扶養義務者がいない場合に限り、次に定めるところにより、「主たる扶養義務者」とする。
 - ア 当該配偶者又は子の所得税又は住民税の所得割の計算について、被措置者が所得税法第2条第1項第33号若しくは地方税法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は所得税法第2条第1項第34号若しくは地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族となっている場合は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
 - イ 当該配偶者又は子が健康保険、船員保険又は国家公務員等共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の被保険者又は組合員であって被措置者がこれらの制度の給付について当該配偶者又は子の被扶養者となっている場合(アに該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。)には、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
 - ウ 当該配偶者又は子の給与の計算について被措置者が扶養親族として一般職の職員の給与等に関する法律第11条に規定する扶養手当その他これに準ずる手当の支給対象となっている場合(ア又はイに該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。)は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。この場合において、「主たる扶養義務者」となり得る者が2人以上あるときは、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
 - エ アからウまでのいずれかに該当する被措置者の配偶者又は子がない場合は、被措置者への仕送りの状況、被措置者との間の資産面での関係の深さ等を勘案し、社会通念上、主たる扶養義務者と認められる被措置者の配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
- (5) (3)の場合における「主たる扶養義務者」の認定は、毎年度見直しを行うことを原則とするが、主たる扶養義務者が死亡又は行方不明になった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月初日をもって見直しを行うこととする。
- (6) (4)の場合における「主たる扶養義務者」の認定については、見直しを行わない。

老計発第0124001号

平成18年1月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長



老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について

老人保護措置費の費用徴収基準については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知。以下「措置事務取扱指針」という。）及び「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号。厚生労働省老健局長通知。以下「費用徴収基準取扱指針」という。）によりお示したところであるが、その取扱いの細則について下記のとおり通知することとしたので留意されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。

また、本通知の施行に伴い、昭和63年5月27日社老第75号社会局老人福祉課長通知は廃止する。

記

第1 措置事務取扱指針関連

1 3人部屋以上の部屋に係る減額措置について(別紙2の別表1—注2)

養護老人ホームの3人部屋以上の部屋の入居者に係る減額措置については、月の途中で部屋替えがあった場合には、その翌月から減額率の変更を行う。

2 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合について(別紙2の別表2—注3)

同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合には、最初に措置された者に着目して費用徴収基準月額を決定する。

3 主たる扶養義務者が、既に他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収されている場合には、本制度による費用徴収額は、次により算定された額とする。

費用徴収額＝別紙2の別表2により算定した費用徴収額－他の制度による費用徴収額(100円未満切捨て。ただし、費用徴収額が1,000円未満の場合は徴収しない。)

4 当分の間の暫定措置について(別紙2の別表1備考)

当分の間の暫定措置については、次のように取扱う。

- (1) 養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者に係る階層区分は、対象収入に応じて1～39階層の階層区分で決定するものである。
- (2) 養護老人ホームの3人部屋以上の部屋の入居者に係る暫定措置の適用については「140,000円」は「140,000円×(1－減額率)」とする。

5 その他

- (1) 被措置者が死亡した場合の被措置者又はその主たる扶養義務者からの徴収金は、死亡した日までの日割により計算する。
なお、被措置者に係る徴収金の納入告知等は、その相続人に対して行う。
- (2) 主たる扶養義務者が死亡した場合の徴収金の取扱いについては、(1)と同様に行うこととする。
- (3) 徴収金の額の決定に誤りがあった場合については、変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。ただし、被措置者又はその主たる扶養義務者については、次のように取扱うことができる。
 - ア 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が高い場合
誤認を発見した日の属する月の翌月初日をもって徴収額の変更決定を行う。
ただし、明らかに被措置者又はその主たる扶養義務者の責に帰すべき事由により徴収額を誤って決定した場合には変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。
 - イ 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が低い場合
変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。既に納付済の徴収金があるときは、その差額分を返還(還付又は充当)する。
- (4) 主たる扶養義務者の前年分の所得税の課税状況を把握するにあたって、1月ないし6月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定するものとする。

第2 費用徴収基準取扱指針関連

1 対象収入について

- (1) 「前年」の対象収入の取扱い
前年の対象収入を把握するにあたって、1月ないし6月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年分の対象収入により階層を決定するものとする。
- (2) 年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合の取扱い
 - ア 前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難となると市町村長が認めるときは、その事情の生じた時点を含む年における年間収入又は必要経費を推定しこれにより求めた対象収入に基づき階層区分の変更を決定することができる。
 - イ この階層区分の変更は、例外措置であるので原則として、被措置者からの申立てにより行うこととするが、被措置者が生活保護法による医療扶助を受ける等明らかに階層区分の変更が必要と認められる場合には申立ての有無にかかわ

らず変更決定を行うこととする。

ウ 申立てがあったときは、書類に所要事項を記載してもらいその妥当性を判断して決定する。

なお、収入が減少した場合に必要な経費についてその年の推定を行う必要はなく、また、必要経費が増加した場合に収入をその年の推定額におきなおさなければならぬものではない。

エ 階層区分の変更は、変更が必要と認められる月(その月分を納入済のときは、その翌月)から行うこととする。

なお、入院により多額の医療費を必要とする場合には、入院した月については従前の階層区分で日割計算により徴収を行い、入院期間中は徴収せず、退院時において、階層区分の見直しを行う等の取扱いをしてさしつかえない。

オ ア～エの取扱いは、主たる扶養義務者についても同様とする。

(3) 収入として認定するものの取扱い

ア 年金、恩給等の収入

(ア) 年金、恩給等の収入には、公的給付であるか私的給付であるかを問わず、被措置者が受給権を有する定期的な給付は、「収入として認定しないもの」を除き、すべて含まれる。

したがって、労働者災害補償保険(休業補償給付、障害補償年金等)、企業退職年金、私的終身年金保険、入所前の勤労所得(給与所得の金額を収入として認定する。)、雇用保険(失業給付の基本手当)等は、これに該当する。

なお、老人保護措置費に係る「加算の特例」等の年金給付に代替して支給される性格の給付もこれに該当する取扱いとする。

(イ) 年金、恩給等の収入の収入とすべき時期は、その年金、恩給等の支給の基礎となる法令、契約、規程等により定められた支給日とする。

なお、さかのぼって年金、恩給等の受給権が生じ、1年分を超える年金、恩給等を受給したときは、1年分のみを収入として認定する。

(ウ) 外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、所得税における取扱いに準じて、原則として支給日の相場により行う。

イ その他の収入

(ア) その他の収入には、譲渡所得、山林所得、一時所得(生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等)等が該当するが、この場合の「課税標準として把握された所得の金額」とは、所得税法第22条第1項に規定する総所得金額、山林所得金額等のうちこれらの所得に係るものをいう。

なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額をいう。

(イ) 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。

(4) 必要経費の取扱い

ア 所得税、住民税等の租税

例示されている租税以外の必要経費として認められる租税には、相続税、贈与税が該当し、その他の租税は市町村長が特別の事情があると認めた場合について該当する取扱いとする。

イ 社会保険料又はこれに準ずるもの

- (ア) 社会保険料とは、国民健康保険の保険料、国民健康保険税等、所得税法第74条第2項に規定するものをいう。
- (イ) 社会保険料に準ずるものには、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金が該当する。

ウ 医療費

- (ア) 医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取扱う。

したがって、通院費、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師による施術費は医療費に含まれるが、疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費は医療費に該当しない。

- (イ) 医療費は、支払った医療費の総額から保険金等で補てんされる金額を控除した額の全額について、必要経費として認められるものであり、所得税法における控除額の取扱いと異なるものである。
- (ウ) 医療費の額の算定に当たって医療費を補填する保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行うものとする。

この場合において後日、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なることとなったときは、その判明した日の属する月の翌月初日をもって変更決定を行う。

なお、その際の差額の取扱いについては第1の5の(3)によるものとする。

エ 配偶者等に対する仕送りのための費用

- (ア) 配偶者その他の親族の範囲は、原則として配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は民法に定める扶養義務者とするが、特別の事情がある場合には、民法第725条に規定する親族までとすることができる。
- (イ) 仕送りのための費用については、その地域における標準的な生計費を参考として、市町村長が設ける限度額から仕送りを受ける配偶者等の収入を控除した額の範囲内においてその実際の仕送り額を特別の必要経費として認める。
- (ウ) 配偶者等が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合における標準的な生計費は、いわゆる個別的日常費に相当する額とし、軽費老人ホームに入所している場合には個別的日常費に相当する額に軽費老人ホーム利用料を加えた額として取扱うものとする。
- (エ) 被措置者の仕送りにより生計を維持されている配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ租税、社会保険料、医療費として必要経費と認める。

オ やむを得ない事情による借金の返済

やむを得ない事情による借金の返済としては、原則として入所前の被措置者

本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済(住宅ローンの返済、世帯更生資金の返済等)の場合に限り認められるものであるが、入所後において配偶者等が被措置者の仕送りにより生計を維持されている場合であって、医療費等不意に支出せざるをえない状況のもとにおいて、借金をしている場合の返済についても同様の取扱いをしてさしつかえない。

カ その他の必要経費

(ア) 必要経費には、被措置者の意志により任意に負担するもの

例えば、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄附金等の費用は該当しない。老人ホーム入所前の生活費、軽費老人ホーム利用料等、入所により支出する必要のなくなる費用も同様とする。

(イ) 離婚に伴う慰謝料の支払は、必要経費として認めることができる。

(ウ) 生命保険料は原則として必要経費に該当しない。

しかしながら、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益をうけるものについては、必要経費として認めることができる。

(エ) 住宅維持費(損害保険料を含む。)は、原則として必要経費に該当しない。

しかしながら、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることができる。

(オ) 必要経費の認定は市町村長が行うが、その認定の際領収証等のないものについては、施設長の証明によってさしつかえない。

2 主たる扶養義務者について

(1) 世帯とは、社会生活上現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をいい、世帯の認定については、生活保護法の取扱いに準じて行うものとする。なお、養護老人ホームへの入所措置にあたり、いわゆる世帯分離の取扱いをした場合であっても、これは入所要件に関する便宜的な取扱いであり、別世帯として認めることはないので、あくまでも同一世帯であることには変更がないものである。

(2) 養子は、縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得し、養親等の扶養義務者となるが、実親及びその親族との間には何等の影響を及ぼさず、その扶養義務者としての地位は失われるものではない。

(3) 主たる扶養義務者に関する事実認定は、市町村長の判断により行うものである。

3 その他

主たる扶養義務者の認定等に関する取扱いについて著しい不合理が生じる特別の事情がある場合には、市町村長の判断により適当な措置をとることができるものとする。

別表1

／養護老人ホーム被措置者／養護委託による被措置者／費用徴収基準

	対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
	円	円	円
1	0	～ 270,000	0
2	270,001	～ 280,000	1,000
3	280,001	～ 300,000	1,800
4	300,001	～ 320,000	3,400
5	320,001	～ 340,000	4,700
6	340,001	～ 360,000	5,800
7	360,001	～ 380,000	7,500
8	380,001	～ 400,000	9,100
9	400,001	～ 420,000	10,800
10	420,001	～ 440,000	12,500
11	440,001	～ 460,000	14,100
12	460,001	～ 480,000	15,800
13	480,001	～ 500,000	17,500
14	500,001	～ 520,000	19,100
15	520,001	～ 540,000	20,800
16	540,001	～ 560,000	22,500
17	560,001	～ 580,000	24,100
18	580,001	～ 600,000	25,800
19	600,001	～ 640,000	27,500
20	640,001	～ 680,000	30,800
21	680,001	～ 720,000	34,100
22	720,001	～ 760,000	37,500
23	760,001	～ 800,000	39,800
24	800,001	～ 840,000	41,800
25	840,001	～ 880,000	43,800
26	880,001	～ 920,000	45,800
27	920,001	～ 960,000	47,800
28	960,001	～ 1,000,000	49,800
29	1,000,001	～ 1,040,000	51,800
30	1,040,001	～ 1,080,000	54,400
31	1,080,001	～ 1,120,000	57,100
32	1,120,001	～ 1,160,000	59,800
33	1,160,001	～ 1,200,000	62,400
34	1,200,001	～ 1,260,000	65,100
35	1,260,001	～ 1,320,000	69,100
36	1,320,001	～ 1,380,000	73,100
37	1,380,001	～ 1,440,000	77,100
38	1,440,001	～ 1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上		1,500,000円超過額×0.9÷12月+81,100円 (100円未満切捨て)

備考

月の途中で施設に入所若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し、若しくは転出した被措置者にかかるその入退所し、又は転入出した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額(円未満切捨て)とする。

$$\text{基準月額} \times (\text{当該月の実措置日数} / \text{当該月の実日数})$$

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通年上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額(一般事務費及び一般生活費(地区別冬季加算及び入院患者日用品費を除く。))の合算額をいう。別表2において同じ。)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁費とする。

別表2

扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者(単給を含む)	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)
C2		当該年度分の市町村民税所得割課税
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下
D2		30,001～80,000
D3		80,001～140,000
D4		140,001～280,000
D5		280,001～500,000
D6		500,001～800,000
D7		800,001～1,160,000
D8		1,160,001～1,650,000
D9		1,650,001～2,260,000
D10		2,260,001～3,000,000
D11		3,000,001～3,960,000
D12		3,960,001～5,030,000
D13		5,030,001～6,270,000
D14	6,270,001円以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額
備考 月の途中で施設に入所若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し、若しくは転出した被措置者にかかるその入退所し、又は転入出した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額(円未満切捨て)とする。 基準月額×(当該月の実措置日数/当該月の実日数)		

(注1) 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

(注2) 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。